

空家等管理活用支援法人について

現在のページ > [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [環境・住まい](#) [住まい](#) [空家対策](#) 空家等管理活用支援法人の指定について
豊川市 空家等管理活用支援法人の指定について

空家等管理活用支援法人の指定について

更新日：2024年2月7日

令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部を改正する法律が公布、同年12月13日に施行され、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設されました。

この制度のねらいは、指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村（特別区を含む）の補完的な役割を果たしていくことにあります。

くわしいことは、国土交通省のホームページをご覧ください。

[空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）について（外部リンク）](#)

空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準について

豊川市では支援法人の活用に関し、本市の方針が定められるまでの間、空家等管理活用支援法人の指定を行わないことといたします。なお、本市の方針などが決まった場合には、ホームページ等で公表いたします。

お問い合わせ

[建設部](#) [建築課](#)

所在地：442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2144 ファックス：0533-89-2171

[このページの作成担当にメールを送る](#)

「不動産業による空き家対策推進プログラム」概要

流通に適した空き家等の掘り起こし

① 所有者への相談体制の強化

- ・ 空き家利活用に関し、他業への取次含め、総合的に所有者へ助言する相談サービスの強化
- ・ 所有者が空き家所在地から離れていても相談可能な体制（各地の窓口の広域連携）

② 不動産業における空き家対策の担い手育成

- ・ 空き家専門家の育成に係る業界研修の充実
- ・ 高度な空き家活用に知見・経験を有する関係者とのネットワーク形成

③ 地方公共団体との連携による不動産業の活動拡大

- ・ 「空家等管理活用支援法人」に不動産業関係団体を指定しやすい環境づくり、市区町村からの指定促進
- ・ 地方公共団体の強みと民間ノウハウを活かした地域活性化モデル事業への支援と横展開

④ 官民一体となった情報発信の強化

- ・ 空き家所有者向けに、早期利活用の必要性や利活用事例等の情報提供を充実
- ・ 空き家への移住や利活用の検討者向けに、空き家を利活用した住まい方やライフスタイルの情報提供

空き家流通のビジネス化支援

① 空き家等に係る媒介報酬規制の見直し

- ・ 低廉な空き家等（物件価格800万円以下）の売買に係る報酬上限を引上げ
- ・ 長期の空き家等の賃貸借につき、貸主からの報酬上限額を引上げ

② 「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及

- ・ 活用相談から売買等の媒介まで一体で支援可能な不動産業者が「管理」を受託する場合の「標準的なルール」を定め、管理の受託を促進

③ 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進

- ・ 空き家の媒介に先立って不動産業者が提供可能なサービス*の認知度向上、媒介報酬規制との関係明確化
※ 空き家活用上の課題の整理、権利調整に係る助言、活用策の提案など
- ・ 空き家のコンサルタントの検索サイト、コンサル業務を支援する事例サイトや協議体の創設

④ 不動産DXにより業務を効率化し、担い手を確保

- ・ IT重説や書面電子化の制度を活用して業務を省力化しようとする不動産業者に活用支援ツールを提供
- ・ 契約や行政の手続における一括入力支援を推進